

大阪府教育庁が実施する埋蔵文化財工事及び写真撮影測量業務に関する
積算内訳書の契約後公表の実施要領

(目的)

1. 公共工事にかかる入札・契約事務の更なる透明性を確保するため、必要な事項を定める。

(運用)

2. 平成 26 年 6 月 1 日以降に工事請負契約および測量業務委託契約を締結した案件
(過年度の発注案件についても、要請があれば閲覧を認める。)

(公表)

3. 公表する対象、期間、場所、方法

- (1) 対象工事等：予定価格が 400 万円を超える工事

予定価格が 200 万円を超える測量業務

なお、入札によらない随意契約案件は対象外とする。

- (2) 期 間：契約締結日から 1 年間は閲覧に供する。

また、それ以降は契約締結日から 10 年を満了するまで保管する。

※公表できない単価情報等が含まれる場合は、当該部分をマスキング加工する場合があります。

- (3) 場 所：大阪府教育庁文化財調査事務所（文化財保護課分室）

堺市南区竹城台 3 丁 21-4

- (4) 方 法：文化財調査事務所内に掲示する。

文化財保護課ホームページに掲載する。当該年度および前年度分を掲載することとする。

(範囲)

4. 公表する積算内訳書の範囲は、金入り設計書の設計大要と内訳書（一式計上のもの）とする。

附則 この要領は、平成 26 年 6 月 1 日より施行する。

平成 28 年 7 月 12 日に改定する。

令和 3 年 6 月 28 日に改定する。

令和 7 年 10 月 16 日に改定する。